

2025年度③

刑 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

(1) 甲は、Aと電話で口論になり、興奮して喧嘩に向かうために、友人の乙を誘った。乙は、乗り気ではなかったが、甲の説得に負けて共にAのいる場所に向かった。すると、甲は乙にナイフを渡し、自分は顔を知られていると嘘を言い、これを持って先に現場の様子をうかがい、襲われたら護身用にそれを使えと指示した。その際、甲は、喧嘩になって乙がAを刺し殺してくれればよいと考えていた。

しかし、乙は、まさかいきなり襲われることはないし、襲われたら甲が助けに来てくれると思っていたのでナイフを使うことはないだろうと思って現場に赴いたところ、いきなりAにナイフで襲われ、かつ、甲も助けに来てくれなかったため、このままでは刺し殺されると感じてやむなくナイフで応戦し、Aを刺殺した。乙がAを刺殺しなかったら乙が刺殺されていた危険が十分にあったものとする。

〔設問1〕 刑法60条および61条1項にいう「犯罪」の定義を示した上で、(1)において、乙に殺人罪につき正当防衛が成立する場合の甲の罪責について論じなさい。

なお、刑法60条と61条1項は、以下のように規定する。

- ・刑法60条：二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
- ・刑法61条1項：人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

(2) (1) と類似の状況でナイフを使わない乙が刺し殺されそうになったので、甲は乙にAを刺殺させるという計画を変更し、乙を助けるためにAに直径5センチメートルの石を投げつけて命中させ、これによってAを撃退するとともに、Aに加療約3週間を要する打撲傷を負わせた。

〔設問2〕 (2) において、甲の行為はそれ自体としては乙の生命を守るために必要最小限度の防衛行為であった場合の甲の罪責を論じなさい。

なお、刑法36条1項は、以下のように規定する。

- ・刑法36条1項：急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

Ⅱ 次の【事例】を読み、小問に答えなさい。

【事例】

- (1) 甲は前科数犯を有する者であり、出所後郷里に戻ったものの身寄りもなく、所持金のほとんどを使い果たした。また体を壊したこともあり仕事をするのも難しいと感じていたことから「このまま娑婆にいても仕事にならないので、刑務所生活に逆戻りをするしか道はない。なんでもいいから窃盗でもして刑務所に入れてもらおう」と決意した。
- (2) 甲は犯行を決意した日、刑務所に入るための下着、ズボン、日用品、洗面具を買い求め、それを持ちながら、何を盗んでやろうかと物色しつつ、付近を徘徊していたところ、A所有の自動車がカギがかかっていない状態で止まっているのを見つけた。甲は、その中からA所有のバッグ等を持ち出し、1分後にそこから100メートルほど離れた派出所に出頭して、窃盗の事実により自首するとともに、被害品を任意提出した。
- (3) 派出所にいた警察官は、すぐさま証拠物の領置手続を行い、甲の案内に基づいて被害場所、被害者等の被害事実が確知され、被害物たるバッグはその後Aに仮還付された。

小問1 窃盗罪における不法領得意思の要否とその内容について保護法益と関連づけながら論じなさい。

小問2 上記事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。